



宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和2年3月31日（火）

記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況《令和2年2月分》（3月31日発表）
- ② ハローワークの主要指標等の実績《令和2年1月分》
（3月31日発表）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた
中小企業等への対応について
- ④ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の行事予定
《令和2年4月》（3月31日発表）
- ⑤ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第37号）

担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 柴田

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表
令和2年3月31日解禁

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
部長 大原 竜太
職業安定課長 清水 由美
地方労働市場情報官 岩下 利男
(代表電話)0985(38)8823

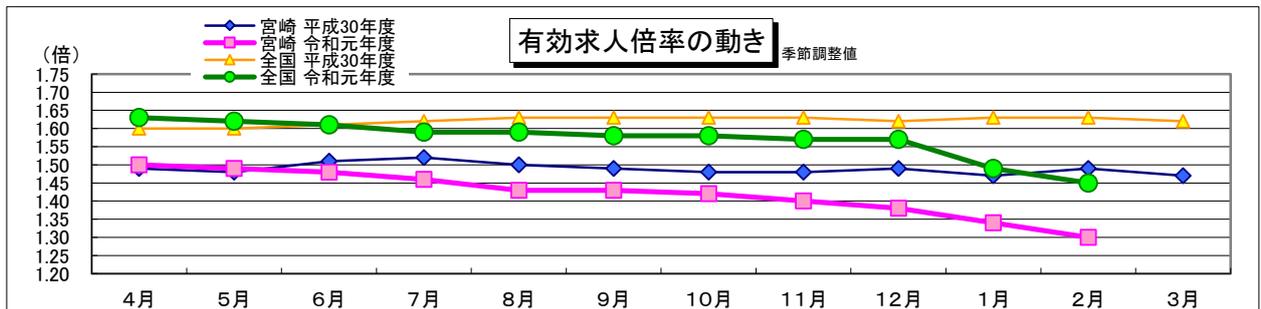
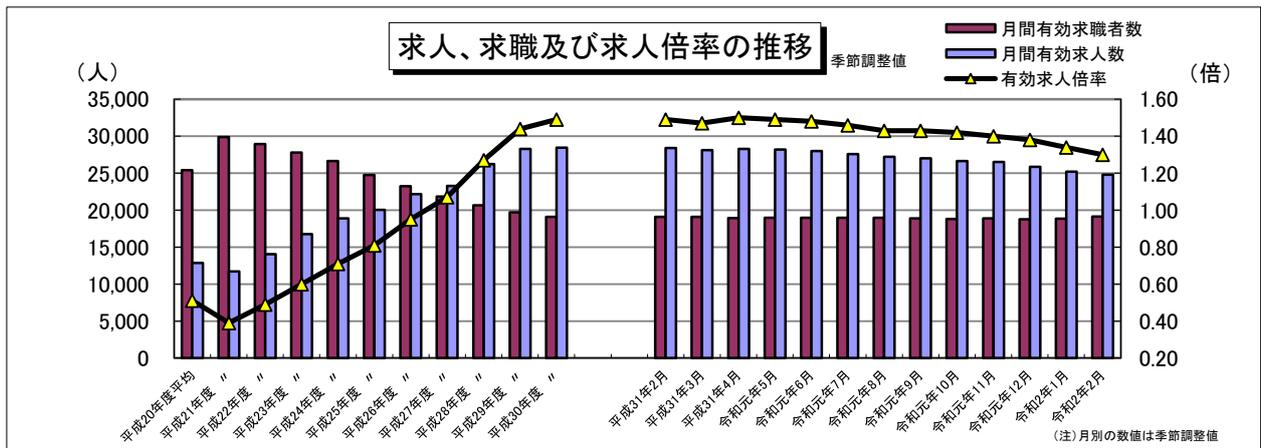
報道関係者 各位

一般職業紹介状況(令和2年2月分)

令和2年2月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.30倍と前月より0.04ポイント低下。
有効求人倍率は、56ヶ月連続で1倍台を維持。
正社員有効求人倍率(原数値)は、0.99倍と前年同月より0.06ポイント低下。
雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、改善が続く中、求人が求職を大幅に上回って推移している。

- ・令和2年2月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.04ポイント下回り1.30倍となった。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で1.5%増、前年同月比(原数値)で0.5%減(5ヶ月連続)。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で1.6%減、前年同月比(原数値)で13.5%減(16ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)10.1%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)17.3%減となった。

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比1.5%増加し、有効求人数(同)は前月比1.6%減少したことから、前月より0.04ポイント下回り1.30倍となった。
新規求職者数(原数値)は、前年同月比で10.1%(498人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比0.5%(94人)減少し5ヶ月連続となっている。
新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が19.3%(280人)減、離職者が4.8%(81人)減、無業者が34.1%(84人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は10.4%(34人)減となっている。
一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で17.3%(1,868人)減少となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で13.5%(3,891人)の減少で16ヶ月連続となっている。
新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中4産業で増加となった。内訳としては、情報通信業が45人(19.4%)増、公務、その他が32人(10.2%)増、教育、学習支援業が28人(11.8%)増等となる一方、医療、福祉が492人(15.5%)減、サービス業(他に分類されないもの)が432人(29.9%)減、卸売業、小売業が282人(22.5%)減等(18産業中13産業で減少、1産業で増減なし。)となったことから、全体で1,868人(17.3%)の減少となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍) ※令和元年度(平成31年4月を含む。)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宮崎	平成30年度	1.49	1.48	1.51	1.52	1.50	1.49	1.48	1.48	1.49	1.47	1.49	1.47
	令和元年度	1.50	1.49	1.48	1.46	1.43	1.43	1.42	1.40	1.38	1.34	1.30	
全国	平成30年度	1.60	1.60	1.61	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.62
	令和元年度	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

1. 新規求職の動き<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【新規求職者数】(原数値)は、4,453人で10.1%(498人)減少となった。

新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が19.3%(280人)減、離職者が4.8%(81人)減、無業者が34.1%(84人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は10.4%(34人)減となっている。

また、パートを除く新規常用求職者を10歳刻みの年齢階層別(6区分)にみると、24歳以下が27.1%(132人)減、25~34歳が15.0%(120人)減、35~44歳が12.4%(93人)減、45~54歳が8.6%(60人)減、55歳~64歳が7.7%(39人)減、65歳以上が0.7%(1人)減で、全体では13.1%(445人)減となっている。(別表7参照)

常用求職者を職業別にみると、「専門的・技術的職業」が10.7%(86人)減、「事務的職業」が24.1%(320人)減、「販売の職業」が25.9%(82人)減、「サービスの職業」が16.2%(122人)減、「農林漁業の職業」が9.9%(8人)減、「生産工程の職業」が22.0%(88人)減、「輸送・機械運転の職業」が0.6%(1人)減、「建設・探掘の職業」が12.5%(12人)減、「運搬・清掃等の職業」が12.6%(83人)減となった。

新規求職(パートを含む、人)

※令和元年度(平成31年4月を含む。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	6,480	5,294	4,541	4,555	4,774	4,462	4,871	4,053	3,252	5,249	4,951	5,128	57,610
令和元年度	6,288	5,021	4,508	4,762	4,324	4,494	4,569	3,707	3,253	4,996	4,453		50,375
対前年同月比	-3.0%	-5.2%	-0.7%	4.5%	-9.4%	0.7%	-6.2%	-8.5%	0.03%	-4.8%	-10.1%		-4.0%

2. 新規求人の動き<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【新規求人数】(原数値)は、8,951人で17.3%(1,868人)減少となった。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中4産業で増加となった。内訳としては、情報通信業が45人(19.4%)増、公務、その他が32人(10.2%)増、教育、学習支援業が28人(11.8%)増等となる一方、医療、福祉が492人(15.5%)減、サービス業(他に分類されないもの)が432人(29.9%)減、卸売業、小売業が282人(22.5%)減等(18産業中13産業で減少、1産業で増減なし。)となったことから、全体で1,868人(17.3%)の減少となった。(別表8参照)

新規求人(パートを含む、人)

※令和元年度(平成31年4月を含む。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	10,558	10,115	10,175	10,237	10,011	10,005	10,950	9,963	8,468	11,038	10,819	9,743	122,082
令和元年度	10,323	9,733	9,421	10,058	8,866	10,035	10,040	8,921	7,954	9,339	8,951		103,641
対前年同月比	-2.2%	-3.8%	-7.4%	-1.7%	-11.4%	0.3%	-8.3%	-10.5%	-6.1%	-15.4%	-17.3%		-7.7%

3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が1,182件(19.4%)減の4,898件となり、就職件数は425件(20.3%)減の1,671件となった。就職率(対新規求職者)は、4.8ポイント下回って37.5%となった。

うち、パートの紹介件数は281件(15.4%)減の1,542件となり、就職件数は137件(18.1%)減の618件となった。就職率(対新規求職者)は、7.5ポイント下回って41.2%となった。

就職(パートを含む、件)

※令和元年度(平成31年4月を含む。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
就職件数	平成30年度	2,394	2,514	2,259	2,116	2,116	1,948	2,281	2,038	1,569	1,619	2,096	2,474	25,424
	令和元年度	2,210	2,139	2,115	2,019	1,740	2,020	2,020	1,738	1,505	1,447	1,671		20,624
	対前年同月比	-7.7%	-14.9%	-6.4%	-4.6%	-17.8%	3.7%	-11.4%	-14.7%	-4.1%	-10.6%	-20.3%		-10.1%
就職率	平成30年度	36.9%	47.5%	49.7%	46.5%	44.3%	43.7%	46.8%	50.3%	48.2%	30.8%	42.3%	48.2%	44.1%
	令和元年度	35.1%	42.6%	46.9%	42.4%	40.2%	44.9%	44.2%	46.9%	46.3%	29.0%	37.5%		40.9%

(注)就職率は新規求職者数に対する比率

4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、0.99倍となり、前年同月比で0.06ポイント低下した。

(正社員有効求人数 11,593人 常用フルタイム有効求職者数11,753人)

※正社員有効求人倍率:正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者数にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率よりも低い値となる。

次回公表予定日 令和2年4月28日(火)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和2年2月	令和2年1月	対前月 増減率(差) (%)	平成31年2月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	18,501	17,548	—	18,595	▲0.5
季節調整値	* 19,138	* 18,853	1.5	19,091	—
2 新規求職申込件数(件)	4,453	4,996	—	4,951	▲10.1
3 月間有効求人数(人)	25,027	24,881	—	28,918	▲13.5
季節調整値	* 24,789	* 25,201	▲1.6	28,391	—
4 新規求人数(人)	8,951	9,339	—	10,819	▲17.3
5 紹介件数(件)	4,898	4,457	/	6,080	▲19.4
6 就職件数(件)	1,671	1,447		2,096	▲20.3
7 就職率(6/2)(%)	37.5	29.0		42.3	▲4.8
8 充足数(件)	1,618	1,412		2,052	▲21.2
9 充足率(8/4)(%)	18.1	15.1		19.0	▲0.9

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和2年2月	令和2年1月	前月差 (ポイント)	平成31年2月
宮崎県	1.30	1.34	▲0.04	1.49
全国	1.45	1.49	▲0.04	1.63

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

※令和元年度(平成31年4月を含む。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	3,540	4,395	4,290	4,489	4,914	4,568	4,591	4,229	3,828	3,874	3,706	3,670
平成30年度	3,581	4,444	4,200	4,553	4,607	4,331	4,371	4,024	3,774	3,839	3,590	3,462
令和元年度	3,579	4,141	4,034	4,566	4,635	4,596	4,458	4,098	3,935	3,922	3,670	

(受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和2年2月	令和2年1月	平成31年2月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.41	1.51	1.65	▲0.24
延岡	1.22	1.23	1.30	▲0.08
日向	1.07	1.07	1.26	▲0.19
都城	1.63	1.69	1.95	▲0.32
日南	0.95	1.02	1.19	▲0.24
高鍋	1.20	1.27	1.25	▲0.05
小林	1.42	1.48	1.53	▲0.11
県計	1.35	1.42	1.56	▲0.21

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和2年2月	令和2年1月	前月差 (ポイント)	平成31年2月
福岡	1.41	1.45	▲0.04	1.59
佐賀	1.20	1.22	▲0.02	1.32
長崎	1.10	1.13	▲0.03	1.23
熊本	1.45	1.52	▲0.07	1.68
大分	1.43	1.45	▲0.02	1.56
宮崎	1.30	1.34	▲0.04	1.49
鹿児島	1.28	1.35	▲0.07	1.33
沖縄	1.11	1.11	0.00	1.21

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	令和2年2月	令和2年1月	平成31年2月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	6,719	6,399	6,387	5.2
2 新規求職申込件数(件)	1,501	1,662	1,551	▲3.2
3 月間有効求人数 (人)	8,368	8,138	9,602	▲12.9
4 新規求人数 (人)	3,192	3,313	3,588	▲11.0
5 紹介件数 (件)	1,542	1,394	1,823	▲15.4
6 就職件数 (件)	618	522	755	▲18.1
7 充足数 (件)	588	499	723	▲18.7
8 充足率 (%)	18.4%	15.1%	20.2%	▲1.8

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和2年2月	355	681	654	636	468	151	2,945
	平成31年2月	487	801	747	696	507	152	3,390
	前年比	▲27.1%	▲15.0%	▲12.4%	▲8.6%	▲7.7%	▲0.7%	▲13.1%
在職者	令和2年2月	129	311	306	242	148	33	1,169
	平成31年2月	160	378	367	320	189	35	1,449
	前年比	▲19.4%	▲17.7%	▲16.6%	▲24.4%	▲21.7%	▲5.7%	▲19.3%
離職者	令和2年2月	193	336	317	368	294	106	1,614
	平成31年2月	198	378	366	349	295	109	1,695
	前年比	▲2.5%	▲11.1%	▲13.4%	5.4%	▲0.3%	▲2.8%	▲4.8%
事業主都合	令和2年2月	18	49	57	65	80	23	292
	平成31年2月	15	52	73	85	70	31	326
	前年比	20.0%	▲5.8%	▲21.9%	▲23.5%	14.3%	▲25.8%	▲10.4%
自己都合	令和2年2月	175	280	252	291	176	62	1,236
	平成31年2月	183	322	285	257	197	60	1,304
	前年比	▲4.4%	▲13.0%	▲11.6%	13.2%	▲10.7%	3.3%	▲5.2%
無業者	令和2年2月	33	34	31	26	26	12	162
	平成31年2月	129	45	14	27	23	8	246
	前年比	▲74.4%	▲24.4%	121.4%	▲3.7%	13.0%	50.0%	▲34.1%

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目		求 人 状 況			
		令和2年2月	令和2年1月	平成31年2月	前年同 月比(%)
産業別・規模別					
A.B 農、林、漁業		257	208	323	▲20.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業		13	2	11	18.2
D 建設業		702	583	756	▲7.1
E 製造業		761	811	981	▲22.4
	食料品製造業	218	264	227	▲4.0
	飲料・たばこ・飼料製造業	45	37	100	▲55.0
	繊維工業	64	62	114	▲43.9
	木材・木製品製造業	111	61	68	63.2
	家具・装備品製造業	10	5	26	▲61.5
	パルプ・紙・紙加工品製造業	6	5	16	▲62.5
	印刷・同関連業	17	25	22	▲22.7
	化学工業	9	50	20	▲55.0
	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-
	プラスチック製品製造業	28	34	32	▲12.5
	ゴム製品製造業	5	13	4	25.0
	窯業・土石製品製造業	24	18	14	71.4
	鉄鋼業	2	2	4	▲50.0
	非鉄金属製造業	0	0	3	▲100.0
	金属製品製造業	48	18	47	2.1
	はん用機械器具製造業	26	22	64	▲59.4
	生産用機械器具製造業	27	18	21	28.6
	業務用機械器具製造業	27	8	58	▲53.4
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	22	17	60	▲63.3
	電気機械器具製造業	21	32	23	▲8.7
	情報通信機械器具製造業	12	25	15	▲20.0
	輸送用機械器具製造業	20	63	23	▲13.0
	その他の製造業	19	32	20	▲5.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業		8	19	14	▲42.9
G 情報通信業		277	205	232	19.4
H 運輸業、郵便業		391	461	480	▲18.5
I 卸売業、小売業		973	1,065	1,255	▲22.5
J 金融業、保険業		61	58	61	0.0
K 不動産業、物品賃貸業		86	136	110	▲21.8
L 学術研究、専門・技術サービス業		160	144	178	▲10.1
M 宿泊業、飲食サービス業		603	620	824	▲26.8
	宿泊業	75	120	142	▲47.2
N 生活関連サービス業、娯楽業		289	215	332	▲13.0
O 教育、学習支援業		266	186	238	11.8
P 医療、福祉		2,672	2,908	3,164	▲15.5
Q 複合サービス事業		73	102	101	▲27.7
R サービス業(他に分類されないもの)		1,014	1,272	1,446	▲29.9
S.T 公務、その他		345	344	313	10.2
合 計		8,951	9,339	10,819	▲17.3
規 模 別	29人以下	5,546	5,734	6,739	▲17.7
	30～99人	2,248	2,285	2,693	▲16.5
	100～299人	805	975	991	▲18.8
	300～499人	125	166	240	▲47.9
	500～999人	163	67	103	58.3
	1,000人以上	64	112	53	20.8

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、0.99倍と前年同月比で0.06ポイント低下。

（倍）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.69	0.81	0.97	1.05	0.99
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	

（資料出所）宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

【参考指標】 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和2年2月）

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.45倍で受理地別の有効求人倍率(1.30倍)より0.15ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 【参考指標】 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差 ⑤-④
平成31年	2月	19,091	28,391	31,326	1.49	1.64	0.15
	3月	19,090	28,112	30,914	1.47	1.62	0.15
	4月	18,911	28,299	31,013	1.50	1.64	0.14
令和元年	5月	18,950	28,194	31,110	1.49	1.64	0.15
	6月	18,966	27,976	30,877	1.48	1.63	0.15
	7月	18,950	27,583	30,605	1.46	1.62	0.16
	8月	18,979	27,233	30,335	1.43	1.60	0.17
	9月	18,884	27,010	30,142	1.43	1.60	0.17
	10月	18,801	26,656	29,818	1.42	1.59	0.17
	11月	18,875	26,516	29,583	1.40	1.57	0.17
令和2年	12月	18,759	25,859	28,995	1.38	1.55	0.17
	1月	18,853	25,201	28,141	1.34	1.49	0.15
	2月	19,138	24,789	27,707	1.30	1.45	0.15

(資料出所) 宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人複数就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

宮崎労働局発表
令和2年3月31日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部職業安定課
課長 清水 由美
地方職業指導官 橋本 信一
(電話)0985-38-8823

報道関係者 各位

ハローワークの主要指標等の実績（令和2年1月分）について

平成27年度から、ハローワークの更なる機能強化を図るため、「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善」の取組を全国で実施しております。

今回、宮崎労働局の各ハローワークの主要指標等の実績（令和2年1月分）を別添資料のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

※今年度の各月の実績については宮崎労働局HP上に掲載しており、以下のQRコードからアクセスできます。

<宮崎労働局HP>

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>

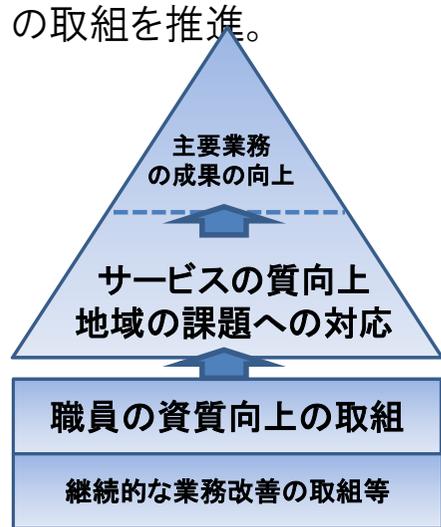


ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組(概要)

- ハローワークの機能強化を図るため、平成27年度から「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」がスタートしました。
- 地域の雇用の課題を踏まえた成果目標を掲げるとともに、主要指標等については、毎月実績を公表します。また、年度終了後には、当該年度の取組の総合的な評価をハローワークごとにまとめ、公表します。
- 労働市場の状況や業務量が同程度の全国のハローワークをグループ分けし、その中で比較・評価を行い、その後の業務改善に活かします。

PDCAサイクルによる 目標管理・業務改善の拡充

- 現行の取組(就職率等を指標にしたPDCAサイクルによる目標管理)を拡充し、業務の質の指標を追加。
- 地域の雇用の課題を踏まえ重点とする業務に関する指標を追加。
- 中長期的な就職支援の強化のため、職員の資質向上や継続的な業務改善の取組を推進。



短期的な成果の向上だけでなく中
長期的な業務の質向上・業務改善
を図り就職支援を強化

ハローワークのマッチング機能の 総合評価・利用者への公表

- 業務の成果や目標達成状況等を定期的に公表
→ 主要指標の実績を毎月、総合評価を年度終了後に公表
- 業務の成果や質、職員の資質向上・業務改善の取組等の実施状況をもとにハローワークの総合評価を実施。
→ 労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークをグループに分け、その中で比較し評価
- ハローワークごとに実績・総合評価及び業務改善の取組等をまとめ、労働局が公表。


重点的に取り組んだ事項、業務改善を図った事項、業務改善が必要な事項、総合評価、基本統計データ、指標ごとの実績及び目標達成状況などを公表
- 労働局は地方労働審議会、本省は労働政策審議会に報告。

評価結果等に基づく 全国的な業務改善

- 評価結果等をもとに本省・労働局による重点指導や好事例の全国展開等を実施。
 - ① 評価結果等をもとに労働局・ハローワークに対する問題状況の改善指導
 - ② 改善計画を作成、本省・労働局が重点指導(評価期間終了後)
 - ③ 好事例は全国展開(評価期間終了後)

宮崎労働局管内のハローワークにおける取組について①【主要3指標】

- ハローワークでは、お仕事を探されている求職者の方に対する各種就職支援、また人材を確保したい地域の企業に対する求人充足支援などを中心に様々なサービスを展開しております。
- 各ハローワークでは、管内の特徴的を踏まえ、それぞれの課題に応じた取組を実施しております。
- 令和元年度の各ハローワークの主要指標等の目標値及び実績値は以下のとおりです。

1. 主要3指標について

* 令和元年度は平成31年4月を含む。

安定所	①就職件数 (常用)				②充足件数 (常用、受理地ベース)				③雇用保険受給者の 早期再就職件数 (※)			
	年度目標	1月実績	年度累計	進捗率	年度目標	1月実績	年度累計	進捗率	年度目標	12月実績	年度累計	進捗率
宮崎	7,674件	424件	6,091件	79.4%	8,101件	457件	6,421件	79.3%	2,387件	170件	2,033件	85.2%
延岡	2,879件	173件	2,270件	78.8%	2,512件	159件	2,032件	80.9%	646件	50件	620件	96.0%
日向	2,182件	151件	1,817件	83.3%	2,050件	141件	1,714件	83.6%	515件	49件	454件	88.2%
都城	4,253件	240件	3,290件	77.4%	4,151件	253件	3,219件	77.5%	1,226件	97件	1,046件	85.3%
日南	1,383件	78件	1,080件	78.1%	1,205件	68件	921件	76.4%	400件	44件	350件	87.5%
高鍋	2,096件	110件	1,590件	75.9%	1,729件	93件	1,330件	76.9%	515件	48件	504件	97.9%
小林	1,677件	110件	1,295件	77.2%	1,526件	92件	1,168件	76.5%	406件	34件	341件	84.0%
宮崎労働局計	22,144件	1,286件	17,433件	78.7%	21,274件	1,263件	16,805件	79.0%	6,095件	492件	5,348件	87.7%

※雇用保険受給者の早期再就職件数は、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職した件数です。なお、当該実績については1月遅れての公表となります。

宮崎労働局管内のハローワークにおける取組について②【各ハローワークの課題別指標】

2. 各ハローワークにおける課題別の重点指標について

※各ハローワーク管内の課題に応じて、ハローワーク毎に目標を設定しています。

※重点指標の設定数・目標数値は、ハローワークの規模により異なります。

ハローワーク宮崎

重点指標	年度目標	1月実績	累計	進捗率
①生活保護受給者等の就職件数	297件	18件	217件	73.1%
②障害者の就職件数	507件	28件	462件	91.1%
③ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数	1,296件	51件	770件	59.4%
④正社員求人数	22,188件	1,835件	17,643件	79.5%
⑤正社員就職件数	3,792件	227件	3,049件	80.4%
⑥人材不足分野の就職件数	2,334件	148件	2,016件	86.4%
⑦生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	122件	11件	107件	87.7%

ハローワーク延岡

重点指標	年度目標	1月実績	累計	進捗率
①マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	92.7%	100.0%	96.6%	—
②正社員求人数	6,098件	471件	4,619件	75.7%
③正社員就職件数	1,364件	89件	1,132件	83.0%
④生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	56件	5件	62件	110.7%

ハローワーク日南

重点指標	年度目標	1月実績	累計	進捗率
①公的職業訓練の修了3ヶ月後の就職件数(※)	98件	2件	86件	87.8%
②正社員求人数	3,688件	296件	3,139件	85.1%
③正社員就職件数	935件	74件	852件	91.1%

ハローワーク都城

重点指標	年度目標	1月実績	累計	進捗率
①生活保護受給者等の就職件数	170件	15件	174件	102.4%
②マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	92.7%	94.4%	92.0%	—
③正社員求人数	11,276件	765件	8,903件	79.0%
④正社員就職件数	2,239件	132件	1,761件	78.7%
⑤生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	56件	9件	104件	185.7%

ハローワーク日南

重点指標	年度目標	1月実績	累計	進捗率
①障害者の就職件数	78件	2件	61件	78.2%
②正社員求人数	2,684件	227件	1,917件	71.4%
③正社員就職件数	701件	43件	508件	72.5%

ハローワーク高鍋

重点指標	年度目標	1月実績	累計	進捗率
①正社員求人数	3,467件	289件	2,937件	84.7%
②正社員就職件数	986件	56件	710件	72.0%
③人材不足分野の就職件数	566件	34件	485件	85.7%

ハローワーク小林

重点指標	年度目標	1月実績	累計	進捗率
①正社員求人数	3,364件	234件	2,969件	88.3%
②正社員就職件数	883件	56件	732件	82.9%
③人材不足分野の就職件数	515件	45件	432件	83.9%

※ 「公的職業訓練修了3ヶ月後の就職件数」の実績については、6月遅れての公表となります。

宮崎労働局発表
令和2年3月31日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
課長 上田 徹也
監察監督官 佐々木 大樹
(電話) 0985-38-8834
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられているところです。

このため、厚生労働省は、別添資料のとおり、都道府県労働局及び労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮することとしましたのでお知らせいたします。

- (資料1) 令和2年3月17日付け厚生労働省発基 0317 第17号「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について」
- (資料2) ポンチ絵(資料1の概要)
- (資料3) リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口について」
- (資料4) リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を追加実施します」
- (資料5) リーフレット「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方向け)」
- (資料6) リーフレット「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)」
- (資料7) リーフレット「『時間外労働等改善助成金』新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースのご案内」

1	0	年	保	存
機	密	性	1	
令和2年3月17日から 令和12年3月16日まで				

厚生労働省発基 0317 第 17 号
令和 2 年 3 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による
影響を踏まえた中小企業等への対応について

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられているところである。

このため、下記のとおり、都道府県労働局及び労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、命により通達するので、万全を期されたい。

記

1 中小企業等への配慮

労働施策基本方針（平成 30 年 12 月 28 日閣議決定）第 2 章の 1(3)では、「中小企業等における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく」とされている。

この閣議決定における「その他の事情」には、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれるものであること。

もとより、中小企業等への対応においては、中小企業等の立場に立った丁寧な相談・支援を行うこととしているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響についても、十分に配慮するものであること。

このため、中小企業等に対する相談・支援に当たっては、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を十分勘案し、労働基準関係法令の趣

旨を踏まえた自主的な取組が行われるよう、きめ細かな対応を図ること。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、当該中小企業等の置かれた状況に応じ、時差出勤やテレワークについて必要な周知等を行うこと。

2 労働基準法第 33 条の解釈の明確化

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、人命や公益の観点から緊急に業務を行わなければならない場合も想定される。

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 33 条第 1 項では、災害等による臨時の必要がある場合においては、労働基準監督署長の許可を受けて、又は事後の届出により、法定の労働時間を延長し、必要な限度において労働させることができることが規定されている。

これについては、新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合及び新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合等が対象になり得るものであること。

また、労働基準法第 33 条第 1 項の運用においては、このほか、人命・公益を保護するために臨時の必要がある場合には、これに該当し得るとしているところであり、状況に応じた迅速な運用を図ること。

なお、労働基準法第 33 条第 1 項に基づく時間外・休日労働は、あくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものであり、やむを得ず月に 80 時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより 疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要があること。

3 1 年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、人手不足のために労働時間が長くなる場合や、事業活動を縮小したために労働時間が短くなる場合等については、1 年単位の変形労働時間制を導入することが考えられる。一方で、新型コロナウイルス感染症対策により、1 年単位の変形労働時間制を既に採用している事業場において、当初の予定どおりに 1 年単位の変形労働時間制を実施することが困難となる場合も想定される。

このように、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに 1 年単位の変形労働時間制を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、特例的に、1 年単位の変形労働時間制の労使協定について、

労使で合意解約をし、又は協定中の破棄条項に従って解約し、改めて協定し直すことも可能であること。

なお、解約までの期間を平均し、1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を支払うなど協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意すること。

4 36 協定の特別条項の考え方の明確化

労働基準法第36条第1項に規定する協定（以下「36協定」という。）においては、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）には、限度時間を超えることができることとされている。

今般の新型コロナウイルス感染症の状況については、36協定の締結当時には想定し得ないものであると考えられるため、例えば、36協定の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」に、繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症とするものであることが明記されていなくとも、一般的には、特別条項の理由として認められるものであること。

なお、現在、特別条項を締結していない事業場においても、法定の手續を踏まえて労使の合意を行うことにより、特別条項付きの36協定を締結することが可能であること。

5 地域の中小企業等への周知

労働局長は、上記1から4までについて、あらゆる機会を通じて、地域の中小企業等への周知を徹底すること。

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた 中小企業等への対応について（概要）

（令和2年3月17日付厚生労働省発基0317第17号 厚生労働事務次官依命通達）

現在の状況と依命通達の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられている。

都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示 → この趣旨を3月17日の記者会見において厚生労働大臣から説明するとともに、事務次官から依命通達を发出

1. 中小企業等への配慮

- ▶労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）における「**その他の事情**」には、**新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれる**ことを明確化。
- 労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）
（略）中小企業等における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態**その他の事情**に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

2. 労働基準法第33条の解釈の明確化

- ▶労働基準法第33条第1項（**災害等による臨時の必要がある場合**の時間外労働等の延長）の**対象となり得る場合**を明確化。

<労働基準法第33条第1項の対象となり得る場合> ※このほか、人命・公益を保護するために臨時の必要がある場合も該当し得る

- 新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合
- 手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合
- 新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合

3. 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

- ▶**1年単位の変形労働時間制**を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、**制度の途中であっても、労使協定を締結し直すことも可能である**ことを明確化。

4. 36協定の特別条項の考え方の明確化

- ▶**繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものである場合**には、36協定の特別条項に明記されていなくとも、「**臨時的な特別の事情がある場合**」の理由として認められるものであることを明確化。

事業主・労働者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響による 特別労働相談窓口について

宮崎労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を設置し、労働に関する相談対応を行っています。

特別相談窓口：0985-38-8821（雇用環境・均等室）

県内各労働基準監督署・ハローワークにも特別相談窓口を設置しています。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日除く。）

相談項目がお決まりの方はこちらにお問い合わせください。

労働局の各担当窓口が対応いたします。

相談項目	担当窓口(電話番号)
雇用調整助成金に関すること	職業対策課 0985-38-8824
労働基準に関すること 就業規則・休業・休暇・賃金・労働時間・解雇予告手当等	監督課 0985-38-8834
業務改善助成金、時間外労働等改善助成金に関すること	雇用環境・均等室 0985-38-8821
解雇・雇止め、ハラスメントその他民事に関すること	雇用環境・均等室 0985-38-8821
安全衛生に関すること 健康診断、衛生委員会等	健康安全課 0985-38-8835
雇用保険に関すること	職業安定課 0985-38-8823
労災保険に関すること	労災補償課 0985-38-8837

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日は除く。）

また、厚生労働省に、小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンターが設置されています。

コールセンター：0120-60-3999

開設時間：午前9時00分から午後9時00分まで（土日、祝祭日含む。）

厚生労働省のHP(<https://www.mhlw.go.jp>)では、制度の情報や企業や労働者の方向けQAを随時発信していますので、こちらもご参照ください。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【雇用調整助成金の経済上の理由の例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020325企

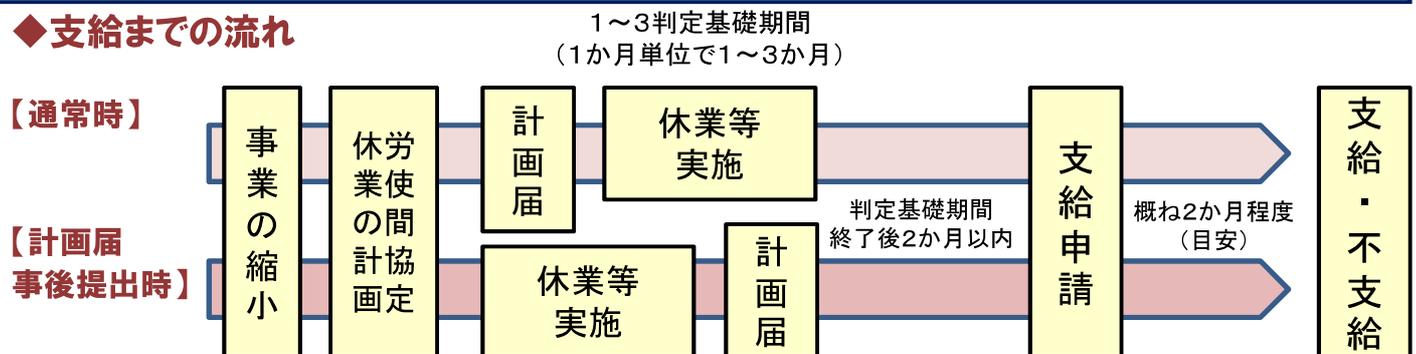


助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐりに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標(売上高等)のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類等



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ① 休業の実施予定時期・日数、② 休業の時間数、
- ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
 - 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
 - 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
 - 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。
- 詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
- 支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の整理にご協力ください。**

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
- の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！**

* 詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日まで**です。

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 (受付時間：9:00～21:00)

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）
に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社等の所在地により以下の4つに分かれます）

・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・ **東北、関西、四国、中国地区**

（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・ **北陸、中部、九州・沖縄地区**

（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・ **北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索



- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。
- ※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。**

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○「小学校等」とは

・ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）**

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・ **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**

・ **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ **新型コロナウイルスに感染した者**
- ・ **発熱等の風邪症状が見られる者**
- ・ **新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者**

③対象となる保護者

- ・ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。**
- ・ **上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。**

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・ **学校：学校の元々の休日以外の日**（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）
- ・ **その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日**

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・ **学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象**

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・ **対象となります。**

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

- ・ **休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。**

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・ **対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。）**

○労働者に対して支払う賃金の額

- ・ **年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。**

（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します!**

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日の間において、
就業できなかった日について、**1日当たり4,100円(定額)**
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

【申請期間】

- 令和2年3月18日から6月30日までです。

【支援の対象となる方】 ※ (1) ~ (4) のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話をを行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。(※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。)

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

- 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと
※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。
- 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること
- 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日・時間、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
など、作業量や成果物により、報酬が算定されるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

- 業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと
※ ただし、上記（2）②の子どもの世話をを行うために業務を行うことができなかった場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）

◎ 申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者） に郵送（配達記録が残るもの）してください。

臨時休業 個人委託 検索

- ※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報や電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
- ※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

中小企業事業主の皆さまへ

「時間外労働等改善助成金」 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入
に取り組む中小企業事業主を支援します！

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 (※試行的に導入している事業主も対象となります)
助成対象の 取組	・ テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・ 就業規則・労使協定等の作成・変更 等 (※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません)
主な要件	事業実施期間中に ・ 助成対象の取組を行うこと ・ テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象 となる事業 の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より 前のものも助成対象とします。 〕
支給額	補助率：1 / 2 1企業当たりの上限額：100万円

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

(注) 令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があり得ます。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/>	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	<input type="checkbox"/>	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		<input type="checkbox"/>	労務管理担当者に対する研修
		<input type="checkbox"/>	労働者に対する研修、周知・啓発
		<input type="checkbox"/>	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

ご利用の流れ

1 「時間外労働等改善助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出 **(締切は5月29日(金))**
 ※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

2 これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
 ※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに**支給申請** **(締切は7月15日(水))**
 ※ 厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク 相談

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

(上記のフリーダイヤルが繋がらない場合には、以下の番号でも受け付けます。(5月31日まで)
 電話：03-5577-4724、03-5577-4734
 ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
 東京YWCA会館3階



宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表
令和2年3月31日解禁

【照会先】

宮崎労働局 雇用環境・均等室

室長 丸山 太一

監理官 多田 真理子

企画・調整係 柴田 健太郎

(代表電話)0985-38-8821

(直通電話)0985-38-8821

宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の 行事予定（令和2年4月）

宮崎労働局（局長 名田 裕）は、宮崎労働局及び県内各労働基準監督署・各公共職業安定所（ハローワーク）の主要な行事予定を取りまとめました。

取材・報道等にご活用ください。

令和2年4月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

4月		主要行事(労働局・監督署・安定所)
1	水	
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	令和2年度宮崎県高等学校就職問題検討会議(県庁7号館 13:30~15:00)
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
備 考		



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL：0985(38)8821
FAX：0985(38)5028

表紙の「かえるっちゃんがかえり方」は、①働き方を変える、②家に早く帰る、③県外から宮崎に帰る、という意味を込めています。



働き方改革を推進

超強力に

令和2年度 宮崎労働局行政運営方針

正、同一労働同一賃金、生産性向上による賃金引上げ、人材不足対応について、相談対応やセミナー開催によって企業を支援します。

②総合的なハラスメント対策推進

職場におけるハラスメント撲滅のために改正法や指針の周知に努めます。

を行います。

④長時間労働の是正

過重労働が行われているおそれのある事業場に対して適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底します。

⑤雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の周知を図り、また、労働者が安心して相談できる窓口を設置します。

●高年齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

①多様な人材の活躍促進

外国人材の受入れの環境整備や女性、障害者・高齢者、就職氷河期世代に対して就職支援を強化します。また若者の県外流出や早期離職を防止するため、自治体や学校などと連携し県内企業の魅力をより多くの学生に伝えていきます。

主な取り組み

③労働時間法制の見直しへの対応

事業主に対して法制度の周知を図り、特に中小規模の事業場に寄り添った、きめ細かな相談・支援

令和2年度の宮崎労働局は働き方改革の推進による労働環境の整備・生産性の向上等を図ります。

●改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

①改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援

みやざき働き方改革推進支援センターにおいて、長時間労働の是

新型コロナウイルス 対策の周知を

宮崎県社会保険労務士会に要請

宮崎労働局では2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しています。多くの事業主や労働者の方から休業に関する相談や雇用調整助成金についての質問が寄せられています。県内の各労働基準監督署、ハローワークでも相談を行っており、3月23日時点で計595件の相談がありました。



酒井会長（左）へ要請する名田局長（右）

こうした中、3月12日に名田宮崎労働局長は宮崎県社会保険労務士会を訪問し、感染症対策に関する厚生労働省の施策の周知について

協力を依頼しました。具体的には、小学校休業等対応助成金の新設、雇用調整助成金の特例措置の拡大等ですが、そのほかに、労働基準監督署等へ来庁せずに届出ができる電子申請についても、社労士会のホームページや会員社労士を通じて周知を図っていただくよう依頼し、同会からは快く了解をいただきました。

今後、宮崎労働局は社労士会と連携して情報を発信していきます。

第2回地方労働審議会を実施

宮崎労働局は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月16日に予定していた第2回宮崎地方労働審議会を、従来の参集方式に代えて、持ち回り方式により実施しました。18名の委員へ令和2年度宮崎労働局行政運営方針（案）を送付し、意見を求めたところ、「県内の働き方改革の取組状況」「外国人労働者への支援策」など計10件の意見が寄せられました。回答などをとりまとめた議事概要は作成次第HPで公表します。



新型コロナウイルス感染症の影響による 特別労働相談窓口

☎ 0985-38-8821

開設時間 8:30～17:15
(土日、祝祭日除く)

仕事と育児の両立支援に熱心に取り組む

プラチナくるみん認定

有限会社ケアプロジェクト



右から丸山雇用環境・均等室長、(有)ケアプロジェクトの小原執行役員、吉野副社長、名田労働局長



プラチナくるみんはくるみんよりも高い水準の要件を満たす必要があり、宮崎労働局で認定を行うのは2社目。

同社は、計画期間における育休取得率が男性50%、女性100%である等、12項目の特例認定基準を満たし認定されました。

また、多様な働き方を選択できるよう短時間正社員制度を導入する等の取組も実施。

吉野副社長は、「妊娠したスタッフにおめでとうと言える環境を作りたかった。また、育休取得後に復帰したいと思える会社にしたかったので、プラチナくるみんを取得できて良かった。今後も取組を継続したい。」と語られました。

今後も認定企業として、県内事業所の範となる、さらなる躍進を期待しています。

宮崎労働局は、宮崎市の有限会社ケアプロジェクトをプラチナくるみん・くるみん認定し、3月24日認定通知書交付式を行いました。

働き方改革 職場訪問

宮崎ガス株式会社

県内企業の「働き方改革」を推進するため、宮崎労働局は3月4日に宮崎ガス株式会社(宮崎市)を訪問し、河野取締役総務部長から取組についてお話を伺いました。同社では以前から年次有給休暇の取得しやすい環境を整備し、高い取得率となっているそうです。

また、毎週水曜日をノー残業デーに設定し、定時退庁を促しているということです。さらに、近年は女性の採用が以前に比べて増えており、現場監督などにも女性が就く等、女性活躍推進にも今後取り組んでいくということで、宮崎労働局からは、更なる取組の推進をお願いしました

河野部長(右)へ要請する丸山雇用環境・均等室長(左)



仕事内容を熱心に聞く求職者の皆さん



2月25日、宮崎労働局は就職に向けて支援を受けている障害者の方や、求職中の障害者を対象に企業訪問バスツアーを行いました。これは障害者の方が実際に働いている現場を見学することで、企業で働くことへの具体的なイメージを持つこと、また企業がどのような職業能力を求めているかを理解することを目的としたものです。

500万時間!

無災害を達成

住友ゴム工業(株)宮崎工場



石田工場長(右)と新盛署長(左)

都城労働基準監督署は、2月28日、無災害記録証伝達式を執り行いました。住友ゴム工業株式会社宮崎工場(都城市)が500万時間無災害を達成したことから厚生労働省第1種無災害記録証を授与したものです。同工場は自動車タイヤなどを製造しており、約1,500名の労働者が勤務する事業場で平成30年5月22日以降、無災害を継続しています。



バスツアーで企業訪問

障害をお持ちの求職者ら28名参加



当日は、県南7つの支援機関から19名の障害者と9名の支援者が参加し、豆腐製造と養鰻の現場を見学しました。

さらに3月4日には、自己理解をさらに深めるため、バスツアー後に「自分のつよみを見つけよう」をテーマにしたワークも開催し、10名が参加しました。参加者からは「仕事をするために必要なことがわかった」「自分にできそうかどうかがよくわかった」「現場の雰囲気がよくわかった」「働いてみたい」など今後の就職に向けて意欲を新たにいただきました。